

**はい！消費生活センターです** (284)

**簡単に儲かる？！暗号資産の投資話に注意！**

SNSで知り合った人から、海外の事業者が暗号資産で投資することを勧められ、30万円を投資した。内容が複雑で不安になり、メールで返金を求めたところ、「税金がかかるので今はできない」と言われた。

**A SNSやマッチングアプリで知り合った人に勧められて投資をしたが返金してもらえない、保証金や税金という名目でさらにお金をだまし取られたという被害が増えています。実態が確認できないことが多く、お金を取り戻すことは極めて困難です。**

暗号資産は、インターネットでやり取りできる通貨のような機能を持つ電子データで、国が価値を保証している法定通貨ではありません。

そのため、さまざまな要因によって価格が急落して損をする可能性があります。内容がわからない、不安がある場合は取引引きをしないようにし、知識のない相手の投資話は特に注意しましょう。

海外事業者であっても、国内で暗号資産と法定通貨の交換サービスを行う場合は金融庁・財務局に登録が必要で、暗号資産や投資取引の専門の相談窓口を紹介することもできますので、困った時には、すぐに消費生活センターに相談してください。専門資格を持った相談員が対応します。

**消費生活センター ☎(492) 1111**  
内線3202(毎週月～金曜日 午前10時～午後4時)

**所市役所本庁舎2階**



4月15日号(No.284)

**はい！消費生活センターです** (285)

**まだまだ減らない！ネット通販トラブル！**

ネット通販の拡大で増加傾向の相談事例を紹介します。

**◎SNS広告からの定期購入**  
一回のみの購入だと思っていたが定期購入だった。購入時に表示されたクーポンを使用したところ、複数回の購入が条件になっていた。解約方法が分からない。などの相談があります。

**◎偽サイトに送金**  
ネットショッピングで購入(個人名義の口座に入金)した商品が届かないなどの相談があります。

**◆トラブルを避けるために**  
まずは事業者の住所や電話番号など「特定商取引法に基づく表示」を確認しましょう。次に広告や解約方法などの記載事項

ネット通販は、スクリーンショットで記録しておきましょう。また、代金を先払いしないなど注意が必要です。複数のクレジットカードがエラーになった場合などはカード情報が悪用されることもあります。記載内容や日本語の表現などに不審な点があり、少しでも不安を感じた時には利用しないことをお勧めします。

しまった、困ったと思った時には、すぐに消費生活センターに相談してください。専門資格を持った相談員が対応します。

**消費生活センター ☎(492) 1111**  
内線3202(毎週月～金曜日 午前10時～午後4時)

**所市役所本庁舎2階**



5月15日号 (No.285)

**はい！消費生活センターです** (286)

**増えてます！脱毛・痩身エステの解約などの相談**

はやりの脱毛エステなどの解約や返金に関する相談事例を紹介します。

**◎お試し広告から高額な契約に**  
安くエステが体験できるとの広告を見て来店したところ、定期的に施術が必要と言われるがまま高額な契約を結んでしまった。解約したいなどの相談があります。

**◎通い放題の途中解約・返金**  
一定期間通い放題の脱毛エステを契約した。時間のやりくりが困難になったので途中解約し、残りの期間の返金を求めたいなどの相談があります。

**◆トラブルを避けるために**  
脱毛エステなどの契約は長期かつ高額になることが多いです。契約直後はクーリングオフによって解約できる可能性がありますが、体験に行く前に、提示される内容によっては、きっぱりと断る必要があることを想定しておきましょう。契約する際は、途中解約や返金規定のほか、割引などにも条件が付随していることがあるため、よく確認しましょう。しまった、困ったと思った時には、すぐに消費生活センターに相談してください。専門資格を持った相談員が対応します。

**消費生活センター ☎(492) 1111**  
内線3202(毎週月～金曜日 午前10時～午後4時)

**所市役所本庁舎2階**



6月15日号 (No.286)

はい！消費生活センターです

287

注意！SNSで見かける「稼げる」副業やアルバイト



**Q** 「サイト上で相談に乗るだけで稼げる」という広告を見つけた。会員登録し、相談者の話を聞いた。しかし、報酬を受け取るための手続きが複雑で、サイトが発行するコインを購入する必要があった。表示に従い支払ったが報酬ももらえていない。また、気が付いた時には、報酬と同じくらいのお金を支払っていた。返金してほしい。(30代女性)

**A** SNS広告などで「副業」「簡単」「気軽」「稼げる」などとうたい、サクラサイトに誘導され被害にあうケースです。一度支払ってしまったお金は、サイト運営事業者などは、

の返金交渉が必要になります。「誰でも簡単に稼げます」や「気軽に始めることができまます」などといった安易さを強調するネット広告をうのみにしないようにしましょう。

お金をもらうためにお金を払う必要があるなど、少しでも不審だと思ったら立ち止まってください。

しまった、困ったと思ったら時には、すぐに消費生活センターに相談してください。専門資格を持った相談員が対応します。

**問** 消費生活センター ☎(492) 1111 内線3202 (毎週月～金曜日 午前10時～午後4時)

**所** 市役所本庁舎2階

7月15日号(No.287)

はい！消費生活センターです

288

花火による子どものやけどに注意しましょう

**Q** 夏休みに家族キャンプで夜は花火をする予定だ。小さな子ども連れなので安全な場所を確保し、安全に楽しむことが大切だ。

**A** 医療機関ネットワークには毎年花火で遊んでいて、やけどを負ったという情報が寄せられます。被害者の8割は6歳までの幼児で、半数以上が1～3歳児です。

主な内容は「花火を持ったまま、安全に楽しむ」や「花火がサングルの上」に落ちた「風で花火が靴や衣服に燃え移った」などが目立ちます。

**問** 消費生活センター ☎(492) 1111 内線3202 (毎週月～金曜日 午前10時～午後4時)

**所** 市役所本庁舎2階

8月15日号(No.288)

はい！消費生活センターです

289

訪問型の点検商法に注意！



**Q** 自宅を突然訪問した業者に「無料で屋根点検します」と言われ、点検してもらったところ「かなり傷んでいます。雨漏りの可能性もあります。雨漏りの可能性もありません。補強工事をお勧めします」と言われ契約を結んだ。後日、家族に相談したところ解約した方が良いと言われた。(60代男性)

**A** 同様の相談で良く聞くのは「台風などの自然災害で近所に迷惑がかかるかもしれない」と業者に言われて不安になったというものです。不安をおおりの、工事を締結させるための一手である可能性があります。事例のとおり突然業者が

**問** 消費生活センター ☎(492) 1111 内線3202 (毎週月～金曜日 午前10時～午後4時)

**所** 市役所本庁舎2階

10月1日号(No.289)

### はい！消費生活センターです②90 子どもの投げ銭にご用心！ライブ配信サービス

Q クレジットカードが利用できなくなり確認したところ、中学生の娘がライブ配信アプリで課金を繰り返し、百万円以上の利用があった。取り消すことはできないか。(40代男性)

A 視聴者が配信者に対してオンライン送金することを「投げ銭」といい、コロナ禍でのライブ配信の増加や「推し活」ブームに伴い「投げ銭」の相談が増加しています。

未成年者が保護者の許可なく結んだ契約は「未成年者契約の取り消し」を求めるとなりますが、年齢を偽ったり、保護者の管

理が甘い場合は認められないことがあり、クレジットカードがむやみに使える状態にしないことやペアレnciaルコントロール機能を活用するなど、日ごろからの保護者の対応が必要です。事前に家族で話し合っ

てルールを決めておくことも重要です。

解決できない場合には、消費生活センターに相談してください。専門資格のある相談員が対応します。

消費生活センター ☎ (492) 1111 内線 3202 (毎週月～金曜日 午前10時～午後4時)

※市役所本庁舎2階

### はい！消費生活センターです②91 インターネットで旅行予約〜かしく旅行を〜



Q 海外旅行を計画し、初めてインターネット旅行予約サイトでホテルと航空券を予約したが、日程を間違えたことに気付いた。

A ホテルのキャンセルは無料だったが、航空券はキャンセル不可で取り直さないとのこと。サイトを再確認し、キャンセル不可の記載があるが、すぐに申し出たのに納得できない。(70代男性)

A インターネットでは申込確定ボタンを押せば契約成立です。その後は契約後の条件に従うこととなります。

手軽に安くホテルや航空券、ツアーなどの予約ができる旅行予約サイトは便利な反面、旅行会社の窓口や電話のよつに、口頭で詳しい説明や注意を受けることができません。そのためさままなトラブルも増えており、利用に関する注意喚起がされています。利用時に押さえるべきポイントをいくつか挙げます。

- ・旅行予約サイトは便利な反面、旅行会社の窓口や電話のよつに、口頭で詳しい説明や注意を受けることができません。そのためさままなトラブルも増えており、利用に関する注意喚起がされています。利用時に押さえるべきポイントをいくつか挙げます。
  - ①キャンセルなどの条件
    - ・キャンセルの可否、条件(ホテルと航空券で異なる場合あり)。
    - ・部屋のタイプ、設備などの条件。
    - ・費用の総額。
  - ②事業者の情報
    - ・国内事業者が海外事業者か
    - ・旅行業登録の有無(無い場合は旅行業法の適用対象外)
    - ・口コミや対応窓口の有無
  - ③予約する際の入力画面
    - ・旅行予約時には、氏名を正に入力していないか(飛行機に乗れない)とありませう。
    - ・旅行条件、入力、申込確定画面はスクリーンショットで残しておきましょう。
    - ※契約後に事業者から届く予約確定メールはすぐに確認し、申し込み内容と違う場合はすぐに連絡し、内容に問題がなくても、メールは旅行が終わるまで必ず保存しましょう。
    - 困った時には、消費生活センターに相談してください。専門資格のある相談員が対応します。
- 消費生活センター ☎ (492) 1111 内線 3202 (毎週月～金曜日 午前10時～午後4時)
- ※市役所本庁舎2階

はい！消費生活センターです 292

フリマアプリでトラブルに遭わないために

**事例紹介** フリマアプリで高額  
のブランドバッグが通常価格の  
半額以下で販売されていたので  
購入した。商品到着後確認した  
ところ、正規品ではないとわか  
かった。アプリの運営業者へそ  
の旨を伝え、解約したいと主張  
したが、既に商品が到着し開封  
済みであるので応じられないと  
回答され、解約できなかった。  
**コメント** フリマアプリの運営  
業者は個人間取引の場合を提  
供しているだけであるため、当  
事者間で話し合うよう回答され  
介入してもらえないケースが多  
いです。また、出品者にメール  
をしても一向に返信がなかった

り、返信はあるが事実の認識が  
違うので返金に至らないとい  
う場合もあります。

フリマアプリは無料であって  
も、取り引き相手は業者ではな  
く個人のため、返品や返金も双  
方の合意が必要になります。

商品を確認した後、相手に評  
価の通知を送る流れが一般的で  
すが、その通知をした後で商品  
の状態が鮮明になり、トラブル  
になるケースが多く見られます。  
通知は取り引きが問題なく終了  
したという合図になるので、通  
知をする前に取り引き内容や商  
品の状態を確認することが重要  
です。

なお、出品者になる場合も同  
様にフリマプラットフォームの利用規  
約、出品する側として商品の  
梱包や状態の維持管理を注視し  
ましょう。

※個人間取引の介入はでき  
ませんが、運営業者や取り引き  
相手に対する問い合わせを受け  
付けています。困った時には、  
消費生活センターに相談してく  
ださい。専門資格のある相談員  
が対応します。

消費生活センター  
1100000000(毎週月  
～金曜日 午前10時～午後4時)  
※市役所本庁舎2階



12月15日号 (No.292)

令和6年(広報フォーマット変更)

はい！消費生活センターです vol.293

訪問購入のトラブルを防ぐために  
～大切な思い出は渡さない～

📞リサイクル業者から「どんなものでも買い取る」との電話がかかってきたり、チラシが投函される。信用していいものか。(60代女性)

📍購入業者が自宅に来て不用品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が全国で増えています。

年代別には60歳以上の割合が全体の8割近くを占め、「皿だけを売るつもりが貴金属まで強引に低価格で買い取られてしまった」などというケースが目立ちます。

業者からの電話を安易に承諾したり、家に入れたりしないようにしましょう。もし、購入業者に購入してもらった場合は、購入業者の名称や買い取ってもらう物品を購入業者から交付された書面と照らし合わせ内容をしっかりと確認しておきましょう。

訪問購入は、書面を受けた日を1日目として8日間はクーリングオフができ、その間は商品の引き渡しを拒むことができます。

困った時には、消費生活センターに相談してください。専門資格のある相談員が対応します。

📍市役所本庁舎2階 消費生活センター ☎492-1111 (内線 3202)  
(毎週月～金曜日 10:00～16:00)

1月15日号 (No.293)

## はい！消費生活センターです vol.294

### 義援金などを装った詐欺を防ぐために ～自分の思いを届けよう～

☑大規模な自然災害発生時に市役所や災害復興支援団体を名乗る者から義援金の協力の電話があったが信用していいものか。

▲大規模な自然災害発生時には、「被災者の為に〇〇をお願いしたい」という義援金などの協力を求められる「義援金詐欺」に関する相談が全国で増える傾向があります。具体的には、公的機関や有名なボランティア団体を名乗り、電話などで「被災者支援」を理由に義援金を振り込ませようとする。その他、「被災地復興支援のために名産物を代引配送で送るので協力してほしい」など、善意を利用したさまざまな手口があります。

アドバイスとしては、公的機関が、各家庭に電話などで義援金を求めることはありません。個人で振り込む際は、支援先が指定する振込方法であるか、振込先は真正な団体もしくは信用できる団体であるか、公表している情報と同一であるかなど十分に確認しましょう。

今後さらに、復興に関連したさまざまな詐欺の手口の発生が考えられるため、一人で判断をしないで家族や知人に相談をしましょう。

しまった、困ったと思った時には、すぐに消費生活センターに相談してください。専門資格を持った相談員が対応します。

☎市役所本庁舎 2 階 消費生活センター ☎ 492-1111 (内線 3202)  
(毎週月～金曜日 10:00～16:00)

2月15日号 (No.294)

## はい！消費生活センターです vol.295

### ～賃貸住宅の「原状回復」トラブルに注意～

☑転勤でアパートを引っ越したが、大家からクロスの張替え費用など高額な請求をされている。きれいに住んでいたのに備などつけた覚えはなく、入居時から新築ではなかった。支払わないといけないのか。

▲賃貸住宅に関する相談は毎年2月から4月にかけて増え、約4割が退去時の修繕費用などの「原状回復費用」のトラブルです。引っ越しで出費が重なる中、つい金額だけに目がいきがちで、感情的な対立に発展することもしばしばです。

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(国土交通省)によれば、借主の原状回復義務の中には「通常損耗」「経年変化」「借主に責任のない損傷」は含まれません。ただし、契約書の中の「特約」で、これと異なる条件が定められている場合があります。ハウスクリーニング費用や畳の表替え、鍵の交換などがよくある特約事項です。事例の場合は、契約書をよく確認し、納得できない部分は国土交通省のガイドラインに沿って、大家さんと交渉するとよいでしょう。

#### トラブルを防ぐためには

- ・契約前に、契約書の記載内容をよく確認しましょう。
- ・入居時には、借りる物件の現在の状況(傷や設備の調子など)をよく確認し、写真など記録に残しましょう。
- ・入居中に水漏れや設備の故障などのトラブルが起きたら放置せず、すぐに貸主側に連絡し、必要な修繕をしてもらいましょう。
- ・退去時には、清算内容をよく確認し、納得できない点は説明を求めましょう。

困ったときは消費生活センターへご相談ください。専門資格を持った相談員が対応します。

☎市役所本庁舎 2 階 消費生活センター ☎ 492-1111 (内線 3202)  
(毎週月～金曜日 10:00～16:00)



3月15日号 (No.295)